

【軽タクシーの年次検査・法定点検時期のイメージ】

青字・青枠：車両法

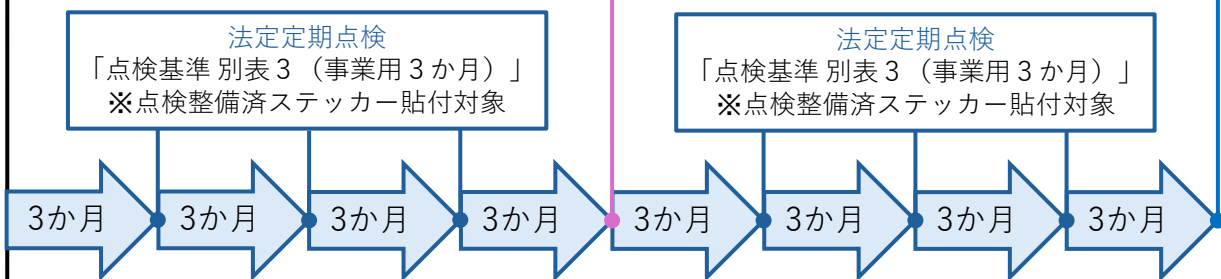
赤字：運送法関連通達規定（年次）

紫枠：車両法（青字）及び通達規定（赤字）が混在

軽タクシーの場合

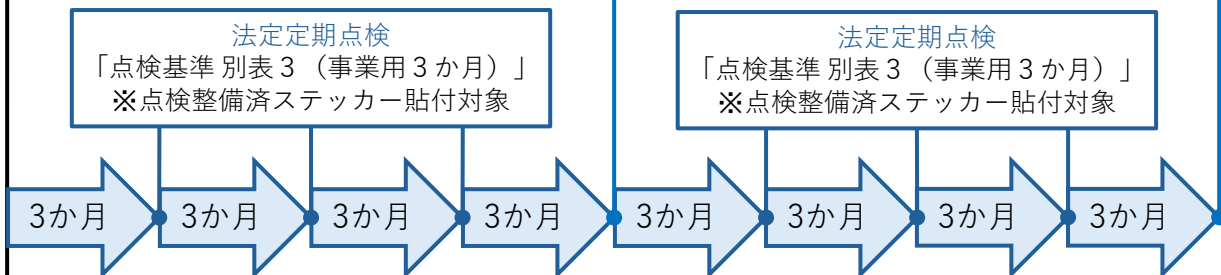
年次検査
法定定期点検
「点検基準 別表3（事業用12か月）」
※点検整備済ステッカー貼付対象

継続検査
法定定期点検
「点検基準 別表3（事業用12か月）」
※点検整備済ステッカー貼付対象



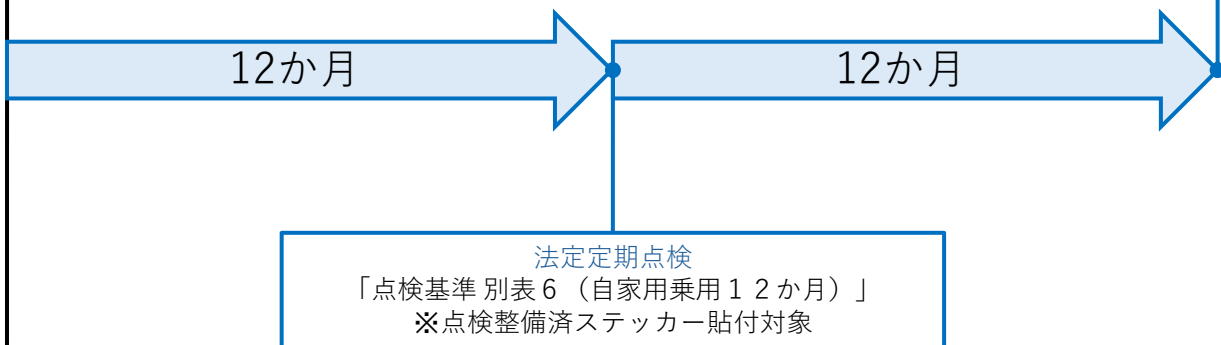
登録車タクシーの場合

継続検査
法定定期点検
「点検基準 別表3（事業用12か月）」
※点検整備済ステッカー貼付対象



自家用乗用（軽自動車）の場合

継続検査
法定定期点検
「点検基準 別表6（自家用乗用24か月）」
※点検整備済ステッカー貼付対象



【指定整備工場で「年次検査」を実施する場合】

軽タクシーが入庫

提示された書面等にて「年次検査」の依頼を確認

点検基準 別表 3（事業用・12か月）に沿って
「法定定期点検」を行う

検査員は検査設備を用いて通常の継続検査と
同じ方法により「年次検査」を行う

【年次検査合格の場合】

点検整備記録簿、指定整備記録簿（※1）、**年次検査合格証**（※2）を交付

※1.指定整備記録簿の備考欄に当該指定整備が「年次検査」である旨を記載

※2.交付方法は書面に加え、電子メールの送付等も可（様式は参考1参照）

【年次検査不合格の場合】

不具合箇所の整備を行い、再度年次検査を実施する

指定整備記録簿、年次検査合格証の控えを2年間保管する
※年次検査合格証の控えの保管については任意

【軽自動車検査協会の検査場で「年次検査」を受検する場合】

<ケース例>

- ・ 認証工場に軽タクシーが入庫し、年次検査の依頼があった場合
- ・ 指定工場に軽タクシーが入庫し、検査場に持ち込んで年次検査を実施する場合

軽タクシーが入庫

提示された書面等にて「年次検査」の依頼を確認
依頼者より「年次検査受検申出書」を受け取る

点検基準 別表 3（事業用・12か月）に沿って
「法定定期点検」を行う

軽自動車検査協会の検査場に車両を持ち込み「年次検査」を受検

<受検に伴って必要となること>

- ・ 手数料の納付
- ・ 継続検査時と同様に検査予約（予約枠は「継続」を選択）
- ・ 必要用書類：自動車検査証、手数料額の審査証紙（※1）、検査票、
年次検査受検申出書（※2）

※1. 2,100円（消費税相当分を含む。）

※2. 顧客である法人タクシー事業者が作成（様式は参考2参照）

【年次検査合格の場合】

軽自動車検査協会より書面によって通知される

【年次検査不合格の場合】

不具合箇所の整備を行い、再度年次検査を受検する

顧客（法人タクシー事業者）に点検整備記録簿及び
年次検査合格の通知書を引き渡し納車